

女性サロン室 20年のあゆみ

令和7年7月作成

1 開設のきっかけ

「大口市男女共同参画プラン」策定のために、平成13年に実施された市民意識調査において、大口市の女性の22%が親しい人から何らかの暴力を受けたことがあるという実態が明らかになりました。平成13年鹿児島県調査の15.4%、平成15年総理府調査の7.3%と比較して、大口市の暴力を受けたことがある女性の割合は高いことがわかりました。

女性に対する暴力については、加害男性の暴力に対する寛容な考え方や、被害女性に対して責任を求める等、社会で十分理解されないことで潜在化することが少なくありません。

このような現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現を阻害する性別に起因する人権問題であるDV・セクハラ等、女性に対するあらゆる形態の暴力の早期発見・早期救済のために、情報収集や情報発信、女性同士のネットワーキングを図り、女性が安心して本音で語り合える場が必要だということになりました。

平成20年11月大口市と菱刈町が合併し伊佐市となってからは、「伊佐市男女共同参画基本計画」策定のために実施された市民意識調査においては、配偶者等からの暴力を受けた経験が一度でもある女性は平成21年調査で38.0%、令和元年調査で32.8%となっていて、女性の3人に1人は暴力の被害経験があるということになります。

2 開設するまで

①平成16年9月 行政が「相談員養成講座」の開催

男女共同参画推進協議会委員・人権擁護委員・民生委員・家庭児童相談員

消費生活相談員・教育相談員・心配事相談員等 その他関心のある人が受講しました

②平成17年1月 行政が「コーディネーター養成講座」の開催

これまでに男女共同参画に関する各種講座・研修を受け、理解・意欲のある人が受講しました

③平成17年1月～ 開設に向けた話し合い数回

前述の講座受講者の中からさらに希望者を募り、コーディネーターになることを了解した人達で話し合いました

④平成17年7月6日 女性サロン室 開設

大口ふれあいセンター会議室で、コーディネーター10人で発足

開設後も運営について協議・検討を重ねました

3 開設してから

①平成20年4月、大口仲町の民家に活動拠点ができました

「女性サロン室」の看板を設置し場所をわかりやすくしました

②平成20年9月、相談対応や連絡のために携帯電話機を購入

③令和7年4月現在、コーディネーター3人が「鹿児島県男女共同参画地域推進員」に委嘱されています

4 活動（自主運営）の状況 ～できることから始める～

(1) まずは、定期的な開催

- ①平成17年7月から、毎月1回第1水曜日に「大口ふれあいセンター（生涯学習拠点施設）」で開催
- ②平成20年4月から、開催場所を民家に移し、開催数を増やして毎月2回第1・3水曜日とする
- ③平成20年9月、携帯電話機の購入を機に毎月2回第2・4水曜日に電話相談の開始、相談日以外にも、コーディネーターの都合がよければ対応する
- ④平成30年9月、女性サロン室独自の相談窓口カードを作成

(2) 女性の悩み事の相談に対応

- ①平成17年7月～平成18年3月までの相談件数 2件
- ②平成18年度相談件数 4件
- ③平成19年度相談件数 0件
- ④平成20年度相談件数 3件
- ⑤平成21年度相談件数 26件
- ⑥平成22年度相談件数 6件
- ⑦平成23年度相談件数 3件
- ⑧平成24年度相談件数 7件
- ⑨平成25年度相談件数 6件（うちDV1件）
- ⑩平成26年度相談件数 6件（うちDV2件）
- ⑪平成27年度相談件数 14件
- ⑫平成28年度相談件数 17件
- ⑬平成29年度相談件数 22件（うちDV3件）
- ⑭平成30年度相談件数 13件（うちDV1件）
- ⑮令和元年度相談件数 11件
- ⑯令和2年度相談件数 14件（うちDV1件）
- ⑰令和3年度相談件数 15件（うちDV1件）
- ⑱令和4年度相談件数 5件（うちDV1件）
- ⑲令和5年度相談件数 5件
- ⑳令和6年度相談件数 5件
- 合計 184件（うちDV10件）

(3) DV防止啓発活動 ～女性に対する暴力をなくす運動（11月）を中心にして～

- A 平成19年以降、11月に実施される「ふるさと祭り」会場で、国際ソロプチミスト大口伊佐と共にパープルリボンツリー作成、DV相談窓口紹介カードやチラシ配布
- B 平成20年11月には、大口ふれあいセンター（生涯学習拠点施設）でパネルやパープルリボンタペストリー、ポスターを展示、パープルリボンツリー作成、DV相談窓口紹

介カードやチラシ配布等

- C 平成 21 年 11 月には「伊佐市文化祭」会場で、国際ソロプチミスト大口伊佐と共に、パープルリボンツリー作成、DV相談窓口紹介カードやチラシ配布
- D 平成 23 年以降の 11 月には、医療機関でパープルリボンツリー作成、ポスター展示、DV相談窓口紹介カードやチラシ配布
県立北薩病院、菱刈中央医院、大口病院、寺田病院、松元病院、日高病院等
- E 平成 23 年以降、国際ソロプチミスト大口伊佐主催の「落語会」でチラシの配布
平成 25 年 9 月には、“つぶやき”やパネルも展示
- F 青少年向けにはデートDVの資料展示や冊子配布等の活動
 - ①平成 20 年 9 月、県立大口高校の文化祭で実施
 - ②平成 21 年 9 月に県立大口高校の文化祭で、10 月に県立伊佐農林高校の文化祭でそれぞれ実施
 - ③平成 22 年 11 月、県立大口高校で開催された「鹿児島県男女共同参画センターお届けセミナー」会場で実施
 - ④平成 23 年以降毎年、6 月～7 月に県立大口高校の文化祭で、11 月～12 月に県立伊佐農林高校の文化祭でそれぞれ実施、コロナウイルス感染症拡大のため休止後は、平成 26 年から県立大口高校で再開
 - ⑤平成 25 年は、上記両高校の全生徒・教職員向けに県作成デートDV冊子「あなたのココロとカラダを大切に」を養護教諭から配布してもらう
 - ⑥平成 26 年 2 月、私立大口明光学園でデートDVに関する講演会実施（講師：谷崎和代さん）、平成 26 年以降毎年 9 月の「明光祭」でデートDV資料展実施、コロナウイルス感染症拡大のため休止後は令和 5 年から再開

(4) 男女共同参画資料展

- ①国・県の男女共同参画週間にちなんで、平成 21 年以降 6 月～7 月の約 2 週間にわたり、大口ふれあいセンター（生涯学習拠点施設）、まごし館（菱刈総合保健福祉センター）、伊佐市役所菱刈庁舎において実施、コロナウイルス感染症拡大以降休止
- ②平成 25 年～平成 30 年において約 1 か月間、鹿児島銀行大口支店で実施
- ③平成 25 年 9 月、鹿児島県事業「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」実施会場（湯之尾小学校）で展示、平成 29 年 11 月に羽月小学校、平成 30 年 7 月に大口東小学校でも展示

(5) 地域における活動

- ①3 月に行われる「春の市」のフリーマーケットに出店し、女性サロン室のチラシを配布する。平成 17 年、平成 18 年、平成 20 年以降毎年実施、コロナウイルス感染症拡大のため休止したのち令和 6 年の出店を最後とする
- ②平成 20 年 11 月、地域で高齢者が集まる「新米を食べる会」の場に、他の市民グループ（心の健康づくりグループ・お手玉グループ）と共に参加し女性サロン室を紹介する

- ③平成 21 年 6 月、校区コミュニティ協議会や校区公民館を 16 箇所回り、女性サロン室の紹介・出前講座等の開催を働きかける
- ④平成 21 年 7 月～9 月、ダンベル体操や乳製品料理講習会の参加者、学童保育指導員を対象にミニ講話を 11 回実施
- ⑤平成 22 年 4 月～5 月、ダンベル体操の参加者や更生保護女性会を対象にミニ講話を 2 回実施
- ⑥平成 23 年 8 月～10 月、校区コミュニティ協議会単位で開催された「まちづくり出前講座」（伊佐市主催）で講話、11 回実施
- ⑦平成 24 年 10 月、「まちづくり出前講座」（伊佐市主催）の講師 湯之尾老人クラブを対象に 1 回
- ⑧平成 26 年 10 月～12 月、出前講座（伊佐市主催）の講師、武歯科従業員、湯之尾校区コミュニティ協議会、山野校区コミュニティ協議会、民生委員を対象に 4 回
- ⑨平成 28 年 2 月～3 月、出前講座（伊佐市主催）の講師 金波田自治会高齢者、高齢者施設職員、駅前自治会高齢者を対象に 3 回
- ⑩平成 28 年 12 月、出前講座（伊佐市主催）の講師 羽月西小学校児童、大口東小学校児童及び保護者を対象に 2 回
- ⑪平成 29 年 1 月～2 月、出前講座（伊佐市主催）の講師 女性グループじゅげむ、認知症サポートグループを対象に 2 回
- ⑫平成 30 年 1 月～2 月、出前講座（伊佐市主催）の講師 湯之尾校区コミュニティ協議会さわやか学級、菱刈地区民生委員、認知症サポートグループ、石井自治会を対象に 4 回
- ⑬平成 30 年 9 月～10 月、出前講座（伊佐市主催）の講師 民生委員を対象に 2 回
- ⑭令和 4 年 3 月 出前講座（伊佐市主催）の講師 明光学園生徒を対象に 1 回
- ⑮令和 5 年 10 月 出前講座（伊佐市主催）の講師 家庭教育学級（大口中央中学校保護者）で 1 回

(6) その他の活動

- A 伊佐市男女共同参画推進協議会の委員（1 人）
- B 伊佐市は県内でも自殺の多い地域であることから、相談窓口の情報提供や自殺予防の啓発活動等
- C 協働・連携団体との情報交換や交流
 - ①平成 19 年 2 月 始良郡加治木町の女性相談について加治木町役場研修訪問（行政同行）
 - ②平成 20 年 11 月 鹿児島県主催「男女共同参画地域協働推進講座」（第 1 期鹿児島県男女共同参画地域推進員養成講座）において活動事例発表（開催地：薩摩川内市）
 - ③平成 21 年 2 月 宮崎県清武町行政職員、男女共同参画推進員等来室（行政と共に対応）
 - ④平成 22 年 1 月 宮崎県「男女共同参画の視点を活かした地域の課題解決実践塾講座」で活動事例発表（開催地：宮崎市、対象者：宮崎県男女共同参画地域リーダー、行政職員等）

- ⑤平成 22 年 1 月 南九州市行政職員、懇話会委員、市議会議員、保護司等来室
- ⑥平成 22 年 4 月 大口子ども劇場事務所開設お祝い会出席
- ⑦平成 24 年 5 月 始良市・曾於市行政職員、県男女共同参画地域推進員等来室
- ⑧平成 24 年 7 月 鹿児島県男女共同参画週間事業に参加、伊佐市内で“つぶやき”を収集して分析、「ダイアログカフェ」において発表
- ⑨平成 24 年 8 月 始良市男女共同参画サークル「ステップあいら」100 回記念の会出席（開催地：始良市）
- ⑩平成 24 年 9 月 宮崎県「地域で進める男女共同参画実践塾」で活動事例発表（開催地：日向市、対象者：宮崎県男女共同参画地域推進員、行政職員等）
- ⑪平成 25 年 5 月 国際ソロプチミスト大口伊佐認証 10 周年記念式典出席（開催地：薩摩町）
- ⑫平成 25 年 9 月 えびの市男女共同参画セミナー「地域で進める男女共同参画実践塾」で活動事例発表（開催地：えびの市、対象者：きさらぎ会員、宮崎県男女共同参画地域推進員、行政職員等）
- ⑬平成 26 年 4 月 曾於市行政職員、福祉総合相談員、家庭児童相談員等来室
- ⑭平成 26 年 5 月 出水市懇話会委員、県男女共同参画地域推進員、学習グループ員来室
- ⑮平成 26 年 7 月 県男女共同参画基礎講座オプションプログラムで活動事例発表
- ⑯平成 26 年 8 月 宮崎市在住の西田たみ子さん（元宮崎県男女共同参画担当者）来室
- ⑰平成 27 年 7 月 霧島市男女共同参画地域推進グループ「虹のかけはし きりっま」来室（県男女共同参画地域推進員、行政職員）
- ⑱平成 27 年 8 月 えびの男女共同参画グループ「きさらぎ会」10 周年記念の集い出席（開催地：えびの市）
- ⑲平成 28 年 2 月 指宿市「スマイルネットいぶすき」の活動視察のため訪問
- ⑳平成 29 年 4 月 指宿市「スマイルネットいぶすき」来室、情報交換・交流
- ㉑平成 29 年 12 月 水俣市婦人相談員 松本周子さん（平成 28 年度男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰受賞）を招き、活動や相談の状況等を話してもらう
- ㉒令和 5 年 8 月 霧島市「共同参画シティズンシップ霧島」の活動視察のため訪問

5 学習の継続

正しい知識を得ることや男女共同参画の視点をみがくために、様々な機会を捉えて学習を重ねる。これまで参加した主な講座や研修会

- ①県男女共同参画基礎講座 全 4 回
- ②県男女共同参画地域講座 全 2 回
- ③県男女共同参画週間事業イベント
- ④県DV相談業務研修会
- ⑤県暴力被害者支援セミナー
- ⑥県男女共同参画地域推進員等連絡会議
- ⑦県男女共同参画センター協働・連携団体意見交換会

- ⑧県・市「子どもたちの男女共同参画学びの広場事業」参観
- ⑨日本女性会議（全国各地）
- ⑩性被害裁判支援グループ等が呼びかけの「性被害裁判学習会」に参加、裁判傍聴（平成25年9月以降5回）
- ⑪伊佐市人権フェスタ
- ⑫伊佐市人権を考える市民の集い
- ⑬伊佐市ゲートキーパー研修会

6 活動資金について

- ①行政から女性サロン室開催時に支払われるコーディネーターへの謝金（2人、1回分）を活動費に当てる
- ②毎年3月に行われる「春の市」で、家庭等から不用品を持ち寄りフリーマーケットで販売し、売上金を活動費に当てる。平成17年、平成18年、平成20年以降毎年実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため休止したのち令和6年の出店を最後とする
- ③平成20年4月から会費の徴収を始める
- ④平成20年8月、九州労働金庫労働組合鹿児島支部から地域づくり活動に対し寄付
- ⑤平成29年4月、グリーンコープかごしま生協「福祉活動組合員基金」から展示資料作成費用の助成
- ⑥令和4年5月、国際ソロプチミスト大口伊佐から寄付
- ⑦かごしま女性政策研究会から助成

7 行政からの支援と連携

- ①開設までの準備
- ②平成17年7月の開設以降、女性サロン室開催時にコーディネーターに謝金支給
- ③情報提供、活動時の協力、毎月の開催日を広報紙に掲載等